

令和2年第18回教育委員会会議記録

令和2年11月24日（火）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 教育財産（教職員住宅）の所管換えについて
日程第 3 議案第2号 令和2年度教育費補正予算の意見聴取について
日程第 4 報告第1号 損害賠償額の決定及び専決処分の報告について
日程第 5 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委 員	松 永 正 実
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	福 田 浩 子

◎欠席者

委 員	神 原 伸 哉
-----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	齊 藤 精 克
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	木 下 智 之
体育課長	三 坂 亮 司
学校給食センター所長	金 浜 ゆかり
熊石教育事務所長	野 口 義 人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和2年第18回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦勞様です。

本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、令和2年第18回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、羽田圭吾委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「教育財産（教職員住宅）の所管換えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 議案第1号教育財産（教職員住宅）の所管換えについてご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

本件は、熊石地域の教職員住宅の所管換えについて協議するものでございます。議案書2ページをお開き下さい。

所管換えの理由については、平成29年3月末で閉校した相沼小学校に付随する教職員住宅であり、熊石地域の学校統廃合によりまして今後においても教職員の入居を見込むことが困難なことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産に種別替えを行い、今後の町有財産の有効活用のため町の総務課へ所管換えを行いたいところでございます。

所管換えをしようとする教職員住宅は、場所としては旧第二中学校のグラウンド向かい側にある物件です。

地番が、熊石折戸町461番地37、1棟1戸、住宅番号はZ-10、建築年月日が平成7年12月6日、構造が木造で敷地が町有地、床面積65.41平方メートルです。

所管換えを受ける財産管理者が八雲町総務課。

所管換え年月日は令和2年12月1日を予定しております。

この物件につきましては、近日中に一般競争入札により公売される予定であります。

なお、現在、熊石地域の教職員住宅は全部で13戸、入居戸数は6戸、空き戸数は7戸です。

また、これ以外に、旧熊石高校公宅に4名及び町営住宅に3名の教職員が入居している

状況です。

以上で、議案第1号教育財産（教職員住宅）の所管換えについての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

○福田委員 教育長。

○教育長 福田委員。

○福田委員 これは、一般に販売するということでしょうか。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 今週末に一般競争入札を実施予定で、普通財産に種別替えを行い、一般に売りたいということでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「令和2年度教育費補正予算の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第2号令和2年度教育費補正予算の意見聴取についてご説明いたします。議案書3ページをお開きください。

本件は、12月10日開会予定の令和2年第4回八雲町議会定例会に提案する「令和2年度教育費補正予算」について、去る11月13日開催の第17回教育委員会会議でご協議いただいたところですが、この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、八雲町長から教育委員会の意見を求められたので、意見なしとするものであります。

この度の補正は、「落部中学校トイレ改修」に係るもので、現在、落部小学校に在籍する肢体不自由を伴う重複障がい児が、来年度落部中学校に進学するに当たり普通トイレの使用では支障があるため、落部中学校1階の男子トイレを多目的トイレに改修しようとするものであります。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。議案書4ページになります。

歳出予算10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費に491万7千円の追加で、前回協議させていただきました際には、14節工事請負費に595万1千円

の要求でありましたが、査定後は、10節需用費の修繕費としての計上で、103万4千円の減額となっております。

以上、議案第2号令和2年度教育費補正予算の意見聴取についてご説明いたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 報告第1号

○教育長 日程第4 報告第1号「損害賠償額の決定及び専決処分の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第1号損害賠償額の決定及び専決処分の報告について説明いたします。議案書5ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、令和2年11月5日に別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

それでは内容についてご説明いたします。議案書6ページになります。

本件は、令和2年10月23日、八雲町落部272番地先路上において落部小学校での業務のため、小学校駐車場に町有自動車を止めようとしたところ、駐車場付近が混雑していたため、当該自動車を後進させた際に、後方に停車していた相手方車両と接触し損害を与えた事故について、民法第715条第1項の規定によりその損害を賠償するため、損害賠償の額を決定したものでございます。

損害賠償の額は、30万6千655円で、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

今後、このようなことがないよう改めて安全運転、安全確認を徹底するよう指導してまいります。

この度は、関係各位にご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。

以上、報告第1号損害賠償額の決定及び専決処分の報告についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第5 その他

○教育長 日程第5 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和2年第18回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時11分】